



日・インド包括的経済連携協定（I J C E P A） （2011年2月16日署名）

目次

| | |
|---|---|
| 日・インド包括的経済連携協定の概要 | 1 |
| インド側の市場アクセス改善の概要 | 2 |
| 日本側の市場アクセス改善の概要 | 3 |
| 物品一般ルール・原産地規則 | 4 |
| 税関手続 | 4 |
| サービスの貿易 | 5 |
| 自然人の移動 | 5 |
| 強制規格、任意規格及び適合性評価手続（TBT）並びに衛生植物検疫措置（SPS） | 6 |
| 政府調達 | 6 |
| 投資 | 7 |
| 知的財産 | 7 |
| 競争 | 7 |
| ビジネス環境の整備 | 8 |
| 協力 | 9 |



日・インド包括的経済連携協定の概要



日・インド包括的経済連携協定の意義

アジア第3位の経済規模を有し、近年著しい経済成長を続けるインドとの間で、貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、ビジネス・チャンスの更なる拡大とともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日インド関係全体の緊密化が期待される。これにより、インドは日本最大の経済連携パートナーとなる。

交渉の経緯

2004年11月
日印共同研究会
(JSG)立ち上げ
に合意

2005年7月
～2006年4月
4回のJSGを実施

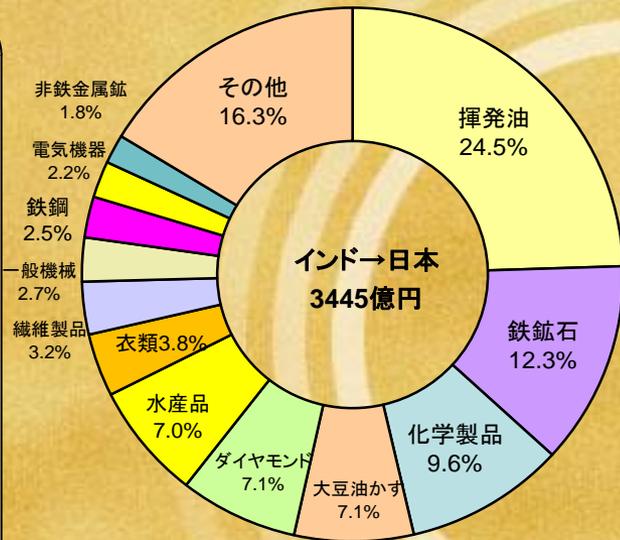
2006年12月
交渉開始を決定

2007年1月
～2010年9月
14回の正式会合
と多数の中間会
合を開催

2010年9月
大筋合意

2010年10月
交渉完了を宣言

2011年2月
署名

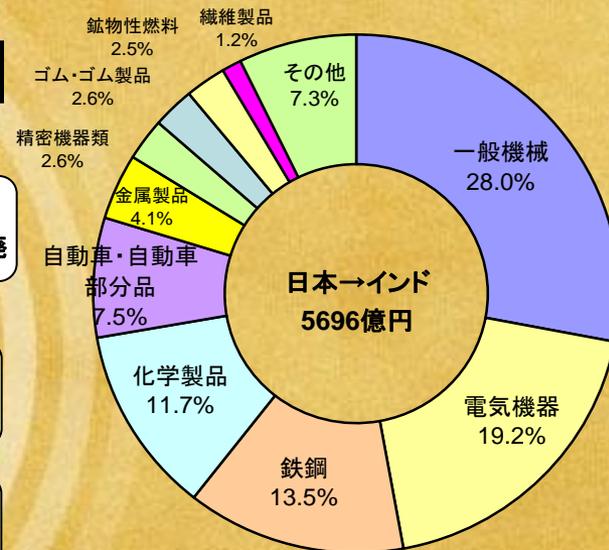


日印間の貿易構造

往復貿易額の約94%を
協定発効後10年間で関税撤廃

インドは日本からの輸入の
約90%を10年間で無税に
(2006-07年インド貿易統計)

日本はインドからの輸入の
約97%を10年間で無税に
(2006年 財務省貿易統計)



2009年財務省貿易統計
(物品の区分は概況品を参考に作成)

日本側の市場アクセス改善

□ 鉱工業品: ほぼ全ての品目について関税撤廃

□ 農林水産品: ドリアン、アスパラガス、とうがらし(生鮮・冷蔵)、スイートコーン(生鮮・冷蔵)、カレー、紅茶(3kg超・飲用)等の農産品、製材等林産品、えび・えび調製品、冷凍たこ、くらげ等水産品のアクセス改善

インド側の市場アクセス改善

□ 鉱工業品: ギアボックス、ディーゼルエンジン、マフラー等の自動車部品、熱延鋼板、冷延鋼板、合金鋼、亜鉛めっき鋼板等の鉄鋼製品、DVDプレイヤー、ビデオカメラ等電気電子製品・部品等のアクセス改善

□ 農林水産品: 盆栽、ながいも、桃、いちご、柿等のアクセス改善



インド側の市場アクセス改善の概要



鉱工業分野

※ 主要な日本側関心品目を例示

| 分野 | 品目 | 関税率* | 交渉の結果 |
|--------|------------|-------|-------------------|
| 自動車部品 | ギアボックス | 12.5% | 8年間で6.25%まで段階的引下げ |
| | ディーゼルエンジン | 12.5% | 6年間で5%まで段階的引下げ |
| | マフラー(消音装置) | 10% | 10年間で関税撤廃 |
| 鉄鋼製品 | 熱延・冷延鋼板 | 5% | 5年間で関税撤廃 |
| | 合金鋼 | 5% | 5年間で関税撤廃 |
| | 亜鉛めっき鋼板 | 5% | 5年間で関税撤廃 |
| 電気電子製品 | リチウムイオン電池 | 10% | 10年間で関税撤廃 |
| | DVDプレイヤー | 10% | 10年間で関税撤廃 |
| | ビデオカメラ | 10% | 10年間で関税撤廃 |
| 一般機械 | ブルドーザー | 7.5% | 10年間で関税撤廃 |
| | トラクター | 10% | 10年間で関税撤廃 |

農林水産分野

| 品目 | 関税率* | 交渉の結果 |
|------|------|-----------|
| 盆栽 | 5% | 5年間で関税撤廃 |
| ながいも | 30% | 10年間で関税撤廃 |
| 桃 | 30% | 10年間で関税撤廃 |
| いちご | 30% | 10年間で関税撤廃 |
| 柿 | 30% | 10年間で関税撤廃 |

(* 交渉のベースとなったもの)



日本側の市場アクセス改善の概要



鉱工業分野

ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃

農林水産分野

※主要な品目

| 分野 | 交渉の結果（カッコ内は現行関税率(*印は一般特惠税率)） |
|-----|--|
| 農産品 | <ul style="list-style-type: none"> ● ドリアン(2.5%*)、アスパラガス(3%)は即時関税撤廃 ● とうがらし(生鮮・冷蔵)(3%)、スイートコーン(生鮮・冷蔵)(6%)は7年間で関税撤廃 ● カレー(3.6%*)、紅茶(3kg超・飲用)(2.5%*)は10年間で関税撤廃 |
| 林産品 | <ul style="list-style-type: none"> ● 製材(3.6%*)は即時関税撤廃 |
| 水産品 | <ul style="list-style-type: none"> ● えび(1-2%) は即時関税撤廃 ● 冷凍たこ(5%*)は7年間で関税撤廃 ● えび調製品(3.2*-5.3%)及びくらげ(7%)は10年間で関税撤廃 |



物品一般ルール

●両締約国間における物品の貿易に影響を及ぼす締約国の措置（関税の賦課）に関し、内国民待遇の供与、関税の撤廃又は引下げ等を締約国に義務付ける。

●本協定に基づき関税を撤廃し、又は引き下げた原産品に対して、両締約国の間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則を定める。

税関手続

●税関手続の透明性を確保するとともに、税関手続の簡素化及び調和を通じた貿易の円滑化及び効果的な取締りの確保のため、協力・情報交換を推進することを規定。

原産地規則



●迂回貿易の防止の観点から、一般規則としてより厳格なルール（関税番号変更基準と付加価値基準の双方を満たす必要あり）を採用しつつ、我が国が輸出関心のある多くの産品については、より貿易促進的なルールを採用した。

●個別品目毎の関税分類の変更、原産資格割合(Q.V.C.)の割合及び特定の製造若しくは加工作業の要件は附属書2(品目別規則)に定めている。

●本協定に基づく関税上の特惠待遇を付与するために必要な原産地証明に係る証明方法は第三者証明であり、詳細は、附属書3(運用上の証明手続)に定めている。



サービスの貿易

両国間におけるサービス貿易の促進及びそれらに係る両国間での基本ルールの強化

● サービス貿易の一層の自由化を目的とし、WTOよりも高いレベルで個別分野の自由化について約束。

→ 基本電気通信の外資規制改善、シングルブランド及びシングルブランドのフランチャイズの参入自由化、邦銀による支店設置申請に対して好意的配慮を払う旨の約束等。

● 市場アクセス義務及び内国民待遇義務に適合しない規制のリスト化に向けて努力することについて合意。



自然人の移動

短期の商用訪問者、企業内転勤者、独立の自由職業家等の相手国への円滑な入国・一時的な滞在及びそれに必要な手続等の透明性の確保

● 入国及び一時的な滞在に必要な手続等の透明性及び円滑化・迅速化を確保。

● 社会保障協定については、一定期間(3年)内の交渉等の完了を目的とし、事前協議及び締結交渉を行う。

● インド人看護師・介護福祉士の将来における受入れについては、協定発効後に継続して協議(遅くとも協定発効後2年以内に結論に達することを目的とする。)



強制規格、任意規格及び 適合性評価手続(TBT)並びに 衛生植物検疫措置(SPS)

- 照会所を指定し、小委員会を設置する。
- 後発医薬品の承認審査に関し、他方の締約国からの申請に対し、国内法令の要件を満たしている場合、内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了する。
- 相互承認に関する取決めに至る段階的アプローチについて定める。



政府調達

- 両締約国が自国の法令に従って透明性を確保すること及び情報交換を行うことにつき定めるとともに、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、自国の法令に従って非締約国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを定める。



投資

- 投資家及び投資財産に対する投資財産設立前及び後の内国民待遇、投資設立後の最恵国待遇、特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）の禁止等の規定による投資活動の更なる自由化及び促進。
- 投資家対国の紛争解決手続、収用等に係る公正な補償、資金の移転等の規定による投資家及び投資財産の保護。

競争

- 反競争的な行為に関し、両国の競争当局が適切な措置をとること及び規制分野で協力を行うことにつき定めるほか、競争法の適用に関する国籍による無差別の原則、手続の公正な実施、及び実施に係る透明性の促進を定める。

知的財産

- WTO協定水準を超える要素を持つ、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を確保。

【WTO協定水準を超える規定の例】

- ・コンピュータ・プログラムを含む発明の特許可能性
- ・広く認識されている商標の更なる保護
- ・商標出願の早期審査



ビジネス環境の整備

インド政府
関係当局

日本政府
関係当局

合同委員会

(総則で規定)

所見等の報告

報告、勧告

報告、勧告

ビジネス環境の整備に関する小委員会

構成：両締約国政府の代表者
両締約国の合意により、地方政府代表者及び民間部門を含むその他の関係団体の代表者であって取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

所見の報告

監督

所見の報告

監督

協議グループ (於：インド)

インド政府関係当局及び在インド日本大使館代表者 (JETRO、インド日本商工会及びその他日本の民間部門の関連団体の代表者並びにインド地方政府代表者を招請できる。)

協議グループ (於：日本)

日本政府関係当局及び在日本インド大使館代表者 (日本及びインドの民間部門の関連団体の代表者を招請できる。)

苦情、照会の送付

所見の報告

報告

所見の報告

報告

苦情、照会の送付

日本政府
が指定する
団体

連絡を
促進

苦情、照会への回
答の送付、必要な
情報・助言の提供

苦情、
照会

日本の企業

インド政
府が指定
する団体

連絡を
促進

苦情、
照会

苦情、照会への回
答の送付、必要な
情報・助言の提供

インドの企業



協力

